

兵庫県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の運用について（一般甲）

〔兵警務一般甲第52号〕
〔令和6年5月31日〕

対号 兵庫県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の運用について（令和4年5月27日兵警災一般甲第44号）

兵庫県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、対号に基づき運用しているところであるが、6月1日から、別添のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、その対応に遺漏のないようにされたい。

別添

兵庫県警察新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

令和 6 年 6 月

目 次

第1	総則.....	1
1	趣旨.....	1
2	定義.....	1
3	実施方針.....	1
4	想定する被害.....	1
第2	実施体制.....	1
1	未発生期の体制.....	1
2	国外発生期の体制.....	1
3	国内発生早期の体制.....	2
4	国内感染期の体制.....	2
5	県等関係機関との連携.....	2
第3	発生時優先業務等.....	2
1	業務継続の基本方針.....	2
2	強化・拡充業務.....	2
3	継続の必要性の高い通常業務.....	3
4	業務の分類.....	3
第4	業務継続のための執務体制の確立.....	3
1	新型インフルエンザ等の発生時の執務体制.....	3
2	感染リスクを低減するための方策.....	3
3	業務継続実施責任者等.....	3
4	人員計画.....	3
5	職員の感染状況の把握.....	4
6	報告等.....	5
第5	業務継続のための執務環境の整備.....	5
1	庁舎管理及び物資等の確保.....	5
2	通信の確保等.....	5
3	医療体制の確保.....	6
第6	感染防止の徹底.....	6
1	職員の感染予防.....	6
2	職場における感染拡大防止.....	6
3	職場における接触職員への対応等.....	7
第7	業務継続計画の発動等.....	7
1	発動.....	7
2	状況に応じた対応.....	7
3	通常体制への復帰.....	7
第8	業務継続計画の維持、管理等.....	7
1	広報・周知.....	7
2	教養・訓練.....	7
3	点検・改善.....	7

第1 総則

1 趣旨

この計画は、兵庫県下において、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、限られた人員の中で、本県警察の機能を維持し、優先度の高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 業務継続 新型インフルエンザ等の国内発生時において、優先度の高い業務の継続性を確保することをいう。
- (2) 強化・拡充業務 新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務をいう。
- (3) 継続の必要性の高い通常業務 個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、治安又は県民生活に重大な影響を与えるため、新型インフルエンザ等の国内発生時においても、縮小し、又は中断することが困難な業務及び組織を維持するために最低限必要な業務をいう。
- (4) 発生時優先業務 強化・拡充業務及び継続の必要性の高い通常業務をいう。
- (5) 縮小・中断業務 新型インフルエンザ等の国内発生時において、縮小し、又は一定期間中断することが可能な業務をいう。

3 実施方針

- (1) この計画の実施に当たっては、本県警察の全ての所属が連携を密にして一体的な活動を行い、兵庫県（以下「県」という。）等関係機関と緊密な連携を図るとともに、的確な業務継続の推進に努めるものとする。
- (2) この計画の実施状況については、時機を逸することなく兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告し、必要な指導等を受けるとともに、新型インフルエンザ等の流行時においては、公安委員会の権限に属する事務について、公安委員会を的確に補佐するものとする。

4 想定する被害

この計画は、警察庁の国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（平成26年7月24日）及び県の兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月22日）で示された人的被害等の想定に基づき策定するものとする。

なお、新型インフルエンザ等の流行の規模及び被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、被害の状況及び事態の進行状況に応じて柔軟に対応するものとする。

第2 実施体制

1 未発生期の体制

兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領（令和4年8月31日兵警災例規甲第22号）に規定する兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）において、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

2 国外発生期の体制

国外発生期（国外においてのみ、新型インフルエンザ等の感染者が発生している状態

をいう。以下同じ。)においては、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画(兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の継続について(令和4年8月31日兵警災一般甲第73号)別添。以下「県警察行動計画」という。)に定めるところにより兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部(以下「県警察対策本部」という。)を設置し、国内での発生に備えた準備を行うものとする。

3 国内発生早期の体制

国内発生早期(いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の感染者が発生しているが、その全ての感染者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいう。以下同じ。)においては、県警察対策本部が中心となり、この計画に定められた事項を実施するものとする。

4 国内感染期の体制

国内感染期(いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の感染者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態をいう。以下同じ。)においては、国内発生早期に引き続き、県警察対策本部において、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令(平成17年警察庁訓令第6号)等に定める警察庁の対策本部又は対策室との連携を図り、事態の対処に当たるものとする。

国内感染期には、多くの警察職員(以下「職員」という。)が欠勤することが想定されるため、この計画で定める事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努めるものとする。

5 県等関係機関との連携

この計画の実施に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、県等関係機関との連携を強化して、新型インフルエンザ等の対策に必要な業務を推進するものとする。

第3 発生時優先業務等

1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合においても、本県警察の機能を維持するため、強化・拡充業務を優先して実施するとともに、継続の必要性の高い通常勤務にあっては継続し、縮小・中断業務にあっては縮小し、又は中断するものとする。

2 強化・拡充業務

主な強化・拡充業務は、県警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする。

(1) 国内発生早期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援
- エ 医療活動の支援
- オ 社会秩序の維持
- カ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
- キ 重点的感染拡大防止等の支援

(2) 国内感染期

- ア 実施体制の確立
- イ 感染対策
- ウ 水際対策の支援

- エ 医療活動の支援
- オ 多数死体取扱いに当たっての措置
- カ 社会秩序の維持
- キ 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

3 継続の必要性の高い通常業務

継続の必要性の高い通常業務を実施するに当たり、職員間の感染を可能な限り阻止するために留意する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の緊急性及び必要性を検討し、早急に対応する必要がないものは、縮小し、又は中断すること。
- (2) 業務内容及び作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施できるよう工夫すること。
- (3) 許可等事務の窓口業務、運転免許関連事務等感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を検討すること。

4 業務の分類

継続の必要性の高い通常業務及び縮小・中断業務に係る分類の基準は、主管部長等が定める。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等の発生時の執務体制

委員会は、感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、流行の規模及び被害の状況に応じて、委員会の要員が参集することを要しない方法により会議を開催するものとする。

2 感染リスクを低減するための方策

感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講ずるものとする。

3 業務継続実施責任者等

(1) 業務継続実施責任者

ア 各所属に、業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、所属の長をもって充てる。

イ 実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時において、発生時優先業務を的確に推進するものとする。

(2) 業務継続実施副責任者

ア 各所属に、業務継続実施副責任者を置き、警察本部の所属（サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属及び警察学校を含む。）にあつては次席、副隊長又は副校長を、警察署にあつては副署長又は次長（以下「次席等」という。）をもって充てる。

イ 業務継続実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

(3) 感染防止従事責任者

ア 各所属に、感染防止従事責任者を置き、所属の次席等をもって充てる。

イ 感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行うものとする。

4 人員計画

(1) 人員計画の策定等

ア 必要人員等の把握及び人員計画の策定

実施責任者は、発生時優先業務を実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断をすることにより発生時優先業務に配分できる人員を把握した上、人員計画を策定するものとする。

イ 人員計画策定上の留意事項

人員計画の策定は、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（平成26年7月24日）において、職員の40パーセントが欠勤することを前提とした上で策定することとされていることに留意すること。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

実施責任者は、発生時優先業務を実施するために必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断をすることにより発生時優先業務に配分できる人員を把握するものとする。

また、実施責任者は、各業務の資料の整理及び共有化を図り、発生時優先業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに当該業務を引き継いで実施することができるよう、教養及び訓練を実施するものとする。

イ 国外発生期

実施責任者は、国外発生期には、発生時優先業務、必要人員等を確認し、国内での新型インフルエンザ等の発生に備えた人員配分等を検討するものとする。

ウ 国内発生早期

実施責任者は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合において、県警察対策本部の長（以下「県警察対策本部長」という。）が国内発生早期の体制に移行することの決定をしたときは、速やかに人員計画に定められた体制に移行するものとする。

エ 国内感染期

実施責任者は、国内感染期には、国内発生早期に引き続き、発生時優先業務を確実に実施するものとする。

なお、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に応じて必要があると認めるときは、体制、任務等の見直しを適宜行うものとする。

(3) 人員の確保措置

実施責任者は、発生時優先業務に必要な人員を確保するため、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、所属の実情に応じて自転車又は徒歩による通勤、時差による出勤等通勤途上における職員の感染リスクを軽減するための措置を検討するものとする。

5 職員の感染状況の把握

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、次に掲げる手順により職員の新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとする。

(1) 職員に対して出勤前の自宅での検温を実施させること。

(2) 職員にインフルエンザ様又は新型インフルエンザ等様の症状（以下「新型インフルエンザ様症状」という。）があるときは、速やかに県等が設置する相談センター又は保健所（以下「相談センター等」という。）に連絡させ、その指示に従わせること。

- (3) 職員が、相談センター等において、発熱外来、指定医療機関等での受診を指示された場合において、診察の結果、新型インフルエンザ等に感染している疑いがあると診断されたとき、又は新型インフルエンザ等に感染していると診断されたときは、出勤させることなく速やかに所属の感染防止従事責任者に報告させること。

6 報告等

感染防止従事責任者は、前記5の(3)の規定による職員からの報告を受けた場合は、休暇の取得等を指示するとともに、速やかに警察本部長に報告（警務部厚生課経由）をすること。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 庁舎管理及び物資等の確保

(1) 入庁管理

実施責任者は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、来庁者からの新型インフルエンザ等の感染の拡大を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 面談場所を執務室以外の場所に確保すること。

イ 来庁者に対して、発熱、せき等の症状（以下「症状」という。）の有無を確認するとともに、入庁時の消毒及びマスクの着用を要請すること。

ウ 来庁者に症状があるときは、緊急の場合を除き、入庁を制限すること。

(2) 庁舎利用の制限

実施責任者は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合において、業務継続のため必要があると認めるときは、庁舎の施設の利用制限を行う等庁舎内における感染の拡大を防止するための措置を講ずるものとする。

(3) 物資等の確保

ア 代替事業者の把握

実施責任者は、発生時優先業務に必要な物資の提供を行う事業者及び各種システムの保守を行う事業者が、新型インフルエンザ等が国内で発生したことにより事業を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握するとともに、業務継続に必要な調整及び要請を行うものとする。

イ 被留置者の食事の確保

総務部留置管理課又は警察署の実施責任者（以下「留置関係所属の実施責任者」という。）は、被留置者の食事に係る契約事業者に対し、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合の事業の継続についての協力を要請するものとする。

また、当該契約事業者が事業を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握するとともに、当該代替事業者に対しても業務継続に必要な調整及び要請を行うものとする。

2 通信の確保等

(1) 通信の確保

関係所属の実施責任者は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合においても、各種事案の発生時に必要な通信の円滑な実施を確保するため、近畿管区警察局兵庫県情報通信部等関係機関（以下「関係事業者等」という。）との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名するものとする。

また、関係事業者等との連絡の要領及び窓口並びに業務の内容をマニュアル等で明示し、担当職員の不在の場合においても迅速に対応することができる体制の確保を図

るものとする。

(2) 警察情報システムの運用体制の確保

実施責任者は、警察情報システムの運用を担当する職員の不在に対応した体制を確保するものとする。

また、障害からの復旧に専門の事業者との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等の発生時においても早期に障害から復旧できるよう、当該事業者との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速に対処することができる体制の確保を図るものとする。

3 医療体制の確保

(1) 職員の発症対策

感染防止従事責任者は、相談センター等の設置状況を確認し、職員に周知するとともに、所属において新型インフルエンザ様症状を有する職員が出た場合に備え、警察共済組合直営診療所と当該職員の受診方法、医薬品の備蓄等について調整するものとする。

(2) 被留置者の発症対策

留置関係所属の実施責任者は、被留置者が新型インフルエンザ等の感染者（以下「感染者」という。）又はその疑いがある者（以下「感染者等」という。）となった場合に診療又は入院を要請する医療機関及び感染者を入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定するものとする。

第6 感染防止の徹底

1 職員の感染予防

職員の基本的な感染防止対策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底すること。
- (2) 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所その他屋内、乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所では、マスクを着用するよう努めること。
- (3) マスクについては、いつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用すること。

2 職場における感染拡大防止

職場における感染の拡大を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 職員は、出勤前に検温を実施し、新型インフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤しないこと。
- (2) 入庁時に庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指の消毒を実施すること。
- (3) 庁舎入口においてマスクの着用を促すこと。
- (4) 職場における手洗い及びうがいを励行し、咳エチケットを徹底すること。
- (5) 消毒に必要な消毒剤等を配備しておくこと。
- (6) 机のレイアウトの変更、パーティションの設置等対人距離を保持するための勤務環境の整備を実施すること。
- (7) 勤務交替を時差で行うなど、職員が密集することなく勤務交替を行うことができる方法を検討すること。
- (8) 会議等の中止、延期、ウェブ開催等職員が相互に接触する機会を減らすための代替方法を検討すること。
- (9) 前記(1)から(8)までに掲げるもののほか、必要に応じて勤務上の特例措置を講ずる

必要があると認める場合は、適切な対応に努めること。

3 職場における接触職員への対応等

- (1) 実施責任者は、所属の職員の中から感染者が出た場合において、当該感染者と濃厚接触した職員（以下「接触職員」という。）が職場内にいることが判明したときは、当該接触職員にマスクを着用させるとともに、接触職員の対応に当たる職員には、感染防護資機材を着用させること。
- (2) 消毒剤等を用いて、机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン等接触職員が接触した可能性のある箇所の消毒を実施すること。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、相談センター等から接触職員の対応に係る指示があるときは、当該指示の内容に従うこと。

第7 業務継続計画の発動等

1 発動

県警察対策本部長は、原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期の宣言をした場合は、この計画に定められた体制への移行を決定するものとする。

この場合において、実施責任者は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時優先業務以外の業務のうち、感染リスクの高いものは、早期に縮小し、又は中断することにより、感染リスクの軽減を図るものとする。

2 状況に応じた対応

県警察対策本部長は、事態の進展に応じ、人員体制等の変更を指示するものとする。

この場合において、県警察対策本部は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行うものとする。

3 通常体制への復帰

県警察対策本部長は、原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期の宣言をした場合は、通常体制への復帰を決定するものとする。ただし、本県での流行状況を踏まえ、小康期の宣言の前に通常体制への復帰を決定し、又は小康期の宣言をした後も必要な体制を継続することができる。

第8 業務継続計画の維持、管理等

1 広報・周知

計画の概要は、県警察のホームページに掲載する等の方法により、県民に周知し、理解を求めるものとする。

2 教養・訓練

実施責任者は、所属の職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応要領について、定期的に教養を行うとともに、新型インフルエンザ等が県内で発生し、多くの職員が欠勤した場合の対応、職場において感染者等が出た場合の対応等の訓練を実施するものとする。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画等が改正された場合又は訓練等を通じて改善が必要となった場合には、この計画の修正を行うとともに、人員計画の内容、物資、サービス等の代替事業者のリスト等についても適宜点検し、必要な修正を行うものとする。